

医療法人社団松誠会 介護老人保健施設 たきざわ 運営規程

（事業の目的）

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行ない、居宅における生活への復帰を目指す。また、看護師による24時間体制での医療処置への対応と終末期のケア体制の充実に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村との綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族（身元引受人等を含む）に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| （1）施設名 | 医療法人社団松誠会 介護老人保健施設 たきざわ |
| （2）開設年月日 | 平成28年2月1日 |
| （3）所在地 | 岩手県滝沢市鵜飼笹森42番地2 |
| （4）電話番号 | 019-684-1154 F A X 番号 019-613-3021 |
| （5）管理者名 | 施設長 |
| （6）介護保険事業者番号 | 0371600164号 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- （1） 管理者 1人
・施設の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- （2） 医師 1人
・利用者の症状及び心身の状況、日常的な医学的管理を行う。
- （3） 薬剤師 1人（非常勤）
・服薬管理・指導を行う。
- （4） 看護職員 17人以上
・利用者の健康管理に関すること。
- （5） 介護職員 25人以上
・身の回りの世話及び介護業務を行う。
- （6） 支援相談員 1人
・利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。
- （7） 理学療法士 1人
・リハビリ業務全般を行う。
- （8） 作業療法士 2人以上
・リハビリ業務全般を行う。
- （9） 言語聴覚士 0人
・リハビリ業務全般を行う。
- （10） 管理栄養士 1人
・利用者の給食献立の作成、嗜好調査及び栄養指導ならびに栄養ケアに関すること。
- （11） 介護支援専門員 1人
・施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- （12） 事務員 2人
・施設の事務を担当する。
- （13） 調理員等 委託（病院兼務）
・施設の調理業務全般。

（入所定員）

第5条 当施設の入所定員は、99人とする。ただし、災害時等、緊急時やむを得ない場合はこの限りではない。

（利用者負担の額）

第6条 指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の負担割合の額とする。

2 食費、居住費の利用料については、次のとおりとする。

なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

区分	サービス内容略称		日 額	備 考
食 費	食費 (1日につき)	利用者負担 第1段階	300 円	(食費と居住費の自己負担について) 1. 食費と居住費は各段階に応じて左記の料金を負担していただきます。 2. 外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。
		利用者負担 第2段階	390 円	
		利用者負担 第3段階①	650 円	
		利用者負担 第3段階②	1,360 円	
		上記以外の方	1,750 円	
居住費	従来型個室 (1日につき)	利用者負担 第1段階	490 円	
		利用者負担 第2段階	490 円	
		利用者負担 第3段階	1,310 円	
		上記以外の方	1,640 円	
	多床室 (1日につき)	利用者負担 第1段階	0 円	
		利用者負担 第2段階	370 円	
		利用者負担 第3段階	370 円	
		上記以外の方	370 円	

3 前項の利用料等のほか、次に掲げるその他の費用の額の支払を受けることができる。

その他	項 目	金 額	備 考
	電気料（使用品目1種・1日につき）	55 円	家電製品持込の場合（テレビ、充電器等）
	私物の洗濯代	実費	
	家族控室使用料（1人につき）	1,100 円	寝具代含む
	退所時処置料（死体処置料）	5,500 円	
	エンゼルセット	550 円	
	浴衣代（1枚につき）	1,870 円	
	健康管理費 予防接種	実費	※接種料金は国や市町村等により設定される場合があります変動します。 ※各市町村の助成制度により自己負担額は変動します。
	特別な食事の費用	実費	
	文書料	550 円～7,700 円	各種証明・診断書等

- ※ 上記以外にも、利用者・その家族（身元引受人等を含む）からの依頼による教養娯楽費等につきましては、実費徴収とさせていただきます。
- ※ 上記「３その他の費用の額」については利用者からの申し出につき算定する費用であり、一律に徴収するものではありません。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 利用者は施設サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

- 2 利用者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- 3 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 4 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - （１）施設内において、宗教活動を行ってはならない。
 - （２）施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - （３）指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - （４）飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
 - （５）所持金その他貴重品については、利用者等の保管を原則とするが、管理しがたい場合は、管理者に申し出て保管を依頼することができる。
- 5 施設に入所する利用者は、住所及び連絡先を必ず施設に報告する。また住所の変更、電話番号の変更は必ず施設に報告すること。
- 6 施設サービスの開始に際し、利用者は介護保険証の提出をしなければならない。
- 7 利用者またはその家族（身元引受人等を含む）は、計画担当介護支援専門員の作成する施設サービス計画原案の説明を受け、確認の上署名により同意するものとする。
- 8 利用者またはその家族（身元引受人等を含む）は、施設サービスの提供に当たり、サービス提供の内容及び費用について説明を受け、署名により同意するものとする。
- 9 利用者またはその家族（身元引受人等を含む）は、施設サービスの提供に当たり、厚生労働大臣が定める基準により負担割合証の負担割合の利用料と、居住費・食費、その他の費用などに係る費用を支払うものとする。

（非常災害対策）

第8条 施設サービスの提供に当たっては、消防計画に基づき非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行う。

（衛生管理及び施設従業者の健康管理等）

第9条 施設は使用する用備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

- 2 施設は、施設従事者に対して伝染病等に関する基礎知識の習得に努め、年2回以上健康診断を受診させるものとする。

（身体拘束について）

第 10 条 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等又、緊急やむを得なかった理由等を記録する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 11 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に 開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（施設サービス計画の作成）

第 12 条 サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置つけるよう努力する。又、作成に関して解決すべき課題の把握に当たっては、利用者及びその家族（身元引受人等を含む）に面接して行う。

- 2 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者の会議や照会等によりサービス計画の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。又、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においても同様とする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の把握に当たっては、定期的に利用者に面接し、モニタリングの結果を記録する。利用者が退所のときは、居宅サービス計画の作成等のため、居宅介護支援事業者に対して情報提供等を行う。

（苦情処理）

第 13 条 管理者は、提供した施設サービスに関し利用者やその家族（身元引受人等を含む）から苦情が有った時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、解決に向け改善の措置を講ずることとし、利用者及びその家族（身元引受人等を含む）に説明するものとし、当該苦情の内容等は記録をとる。

- 2 自ら提供したサービスに関して、市町村等が行う文書等の提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者やその家族（身元引受人等を含む）からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、求められた場合は改善内容を報告する。
- 3 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号に基づき行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行い、求められた場合は、改善内容を報告する。

（事故処理）

- 第 14 条 サービス提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、家族（身元引受人等を含む）に連絡し、必要な措置を講じる。又、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事故の発生が利用者の自己の責任による場合は、その限りではない。

（記録の整備）

- 第 15 条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。
- （1）提供した具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録。
- （2）苦情の内容等の記録。
- （3）事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

（その他施設の運営に関する留意事項）

- 第 16 条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従事者の勤務体系を整備する。
- （1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施
- （2）継続研修 年 1 回以上実施

（秘密の保持）

- 第 17 条 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族（身元引受人等を含む）の秘密を保持する。従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族（身元引受人等を含む）の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(附則)

1. この運営規程は平成28年 2月 1日より施行する。
2. この運営規程は令和 1年10月 1日より施行する。
3. この運営規程は令和 2年 2月 1日より施行する。(第6条利用者負担額の変更)
4. この運営規程は令和 3年 8月 1日より施行する。(第6条利用者負担額の変更)
5. この運営規程は令和 5年 4月 1日より施行する。(第6条利用者負担額の変更)
6. この運営規程は令和 6年 4月 1日より施行する。(第11条虐待の防止のための措置に関する事項新設)